

静岡県・山梨県建設業協会災害対策連絡協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「静岡県・山梨県建設業協会災害対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、大規模な地震、風水害、その他の災害について、(社)静岡県建設業協会と(社)山梨県建設業協会が相互に協力し、災害対策の応援体制を確立するために協議することを目的とする。

(応援の実施)

第3条 連絡協議会は、相互応援に関する次の事項について、協議、調整等を行う。

- (1) 災害時の通信・連絡体制に関する事項
- (2) 災害対策に係る情報交換に関する事項
- (3) その他、災害対策のための施策に関する事項

(組織)

第4条 連絡協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長、副会長)

第5条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は両協会の代表が交互に務めるものとする。
- 3 会長、副会長の任期は、2年とする。

(会議)

第6条 連絡協議会は年1回以上開催するものとする。

- 2 連絡協議会は、会長が招集する。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局は、(社)静岡県建設業協会、(社)山梨県建設業協会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか連絡協議会の運営等に関して疑義が生じたときは、その都度定めるものとする。

(付則)

- (1) この要綱は、平成15年11月20日から施行する。
- (2) この要綱の施行当初の会長及び副会長の任期は、第5条の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

(別表)
連絡協議会

(社)静岡県建設業協会

渡邊 康一	環境・災害対策委員会委員長
中村 秀俊	副委員長
渡辺 勉	委員
町 泰治	〃
神谷 勲雄	〃
増田 晃	建設業協会専務理事

(社)山梨県建設業協会

穂坂 一人	副会長兼総務委員会委員長
高山 実	常任理事(身延支部長)
佐藤 和彦	常任理事(都留支部長)
望月 剛	総務委員会 委員
奈良田 伸一	〃 委員
萩田 哲雄	建設業協会専務理事

